

令和3年8月5日

令和3年度第1回岡山市国民健康保険運営協議会議事録

日 時：令和3年8月5日（木）午後2時 ～ 午後3時10分
場 所：ほっとプラザ大供2階第2研修室
出席者：委員16名
次第：別紙のとおり
議 案：（1）会長の選任
議 案：（2）令和2年度国民健康保険事業について
議 案：（3）岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）等について
報告案件：（1）新型コロナウイルス感染症における対応について
報告案件：（2）資格証明書の交付運用の変更について
報告案件：（3）岡山県国民健康保険運営方針に係る令和2年度の県内自治体における取組状況について
報告案件：（4）オンライン資格確認等システムの本格運用の開始時期について
傍聴者：2名

【議事結果】

- ◎会長の選出について、高橋雄大委員が会長に就任
- ◎議案について説明後、質疑。
- ◎議案について原案どおり承認。
- ◎報告案件について報告。

【議案に関する質疑等概要】

『（1）会長の選任』

- 内田副会長：事務局の説明によると、会長は公益を代表する委員の中から選任されることですが、ご意見がある方はお願いいたします。
- 時實委員：岡山市議会保健福祉・協働委員会委員長の高橋委員にお願いしたらと思いますがいかがでしょうか。
- 内田副会長：会長に高橋委員を推薦する旨の発言がありました。委員の他の皆様はいかがでしょうか。
異議なしということで、高橋委員に会長をお願いしたいと思います。

高橋委員が会長に就任。

『(2) 令和2年度国民健康保険事業について』

林委員：2ページのところで、被保険者世帯の所得階層の割合というのは、岡山市は73%が200万以下の所得世帯ということですが、これは他の政令指定都市と比べてどうですか。

国保年金課長：政令指定都市との比較は今手元に資料がないのでできませんが、岡山市の所得の状況で言いますと、全国平均より低くなっています。

林委員：国民健康保険料は、政令指定都市の中ではどういうふうな位置付けになりますか。

国保年金課長：被保険者1人当たり保険料(税)では速報値ですが、政令市の中で11番目となっています。

林委員：これは被保険者世帯の所得が少ないということから見て、市の方としては順当な金額と考えていますか。

国保年金課長：順当かどうかわかりませんが、このような状況になっているものです。

林委員：保険料を引き下げるということも考えていますか。

国保年金課長：保険料は県制度になりまして、県から示される納付金が幾らになるかによって保険料を決めないといけませんので、納付金の状況次第ということになります。

林委員：去年はすごく下がったと思いますが。

国保年金課長：県の決算剰余金が26億円ありましたので、令和元年度と比べると下がったということになります。

(2) 号議案は採決により原案どおり承認。

『(3) 岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)等について』

質疑なし

(3) 号議案は採決により原案どおり承認。

【報告に関する質疑等概要】

(1) 新型コロナウイルス感染症における対応について

林委員：国保の加入者で、新型コロナに感染された方は何人ぐらいいますか。

国保年金課長：国保加入者では把握していません。

林委員：国保の加入者で働いている人だったら、ほぼ傷病手当金とかの支給の対象になると思うのですが、それに比べて余りに少ないと思いますが。

国保年金課長：感染が疑われる場合も含まれることにはなり、支給実績はこういう状況

ですが、この8月の保険証を送付したときにも、チラシを入れており、その後、電話等の問い合わせも多くあるのですが、問い合わせでは自営業者やフリーランスで被用者以外の方で、支給要件を満たさないということから、申請に繋がらなかったということがありました。この資料は6月末時点ですが、それ以降にも、申請の方は、何件かありますので、徐々にではありますが申請の方は伸びているところです。

林委員：周知が不十分だと思いますので、よろしくお願いいたします。

国保年金課長：今後も周知に努めます。

加藤委員：今の傷病手当の件に関連してですが、林委員が言われたように、やはり周知っていうのはできていない。この8月に国民健康保険の保険証を送った時にそのチラシを入れたが、さかのぼっての支給というのはあるのですか。

国保年金課長：対象が令和2年1月1日からとなっており、申請は2年間できますので、さかのぼって申請が可能です。

(2) 資格証明書の交付運用の変更について

質疑なし

(3) 岡山県国民健康保険運営方針に係る令和2年度の県内自治体における取組状況について

原田委員：これは岡山県内の各市町村の状況だと思いますが、もちろん岡山市だけ見ればいいと思うのですが、他の市町村を見たときに、網掛けがあったり、※印があったり、これはどういった意味でしょうか。

国保年金課長：網掛けの部分は、取り組みができていないところになります。※印があるのは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、中止をしてできていないというところになります。

原田委員：岡山市はすべて県の指示に従って、よくできているということに理解したらいいですか。

国保年金課長：はい、取り組んでいます。

三浦委員：国の保険者努力支援制度というのがあると思いますが、こちらについて今日はその状況のご説明はないですか。国では、多分もうホームページで公開されていてこれと支援金に結びつくものだと思います。もし、ご説明がこの後あるのであればお願いしたいと思います。また別途機会を設けてご説明いただければと思います。非常に頑張っておられると思いますのでよろしくお願いいたします。

国保年金課長：保険者努力支援制度の件につきましては、今日は説明の予定がございませんので、その取組状況については改めて説明させていただこうと思います。

(4) オンライン資格確認等システムの本格運用の開始時期について

原田委員 : オンライン資格確認について私ども健康保険組合もいろいろ厚労省や健保連とかから情報いただいています。その中で本当に10月からスタートできるのかなという少し疑問がありますが、厚労省は、大体20万、医療機関とか薬局がある中で、約半分ぐらいはそういった機械、カードリーダーを設置する申し込みがあると言われてはいますが、実際今プレ運用を参加しておられる医療機関が大体1,500から1,600ぐらいしかないのです。ということは、あと、2、3ヶ月後に、皆さんが健康保険証ではなく、マイナンバーカードを持って医療機関の窓口に行かれて、さあそれではこれで私の保険証代わりに使ってくださいと言ったときに、実際対応できるのだろうかといった状況です。ですから、国の方は、もう約半分の医療機関や薬局の方が、それが体制にあり、進んでいるというのですけども、すべての病院の窓口に行ってマイナンバーカードで受診できるというのは、少し疑問なのかなと思っております。ご質問ですが、把握しておられる中で、どれだけの方がマイナンバーカードを持っておられるとか、そのマイナンバーカードが保険証の利用できる紐づけを行っているとか、それから医療機関側が、そのマイナンバーカード対応の顔認証システムのタブレットを準備しておられるのか、そういった情報がございましたら教えていただければと思います。

国保年金課長 : 岡山市のマイナンバーカードの普及率ですが、令和3年6月末時点になりますが、交付率は32.2%となっています。健康保険証利用の登録の方ですが、国保の資格のある方のみでは7.1%となっています。あと、カードリーダーの方ですが、これは岡山県の申し込み状況ということになりますが、これが7月18日の時点で病院ですと、79.9%。医科診療所になりますと50.7%と下がっています。歯科診療所は27.0%、薬局は80.8%。これは、あくまで申し込みの段階ですので、実際に導入ができているかどうかまでは把握はできておりませんが、こういった状況になっております。

原田委員 : ありがとうございます。そういった状況で、これは3月時点で、我々保険者がそういったマイナンバーを正しく、入力の間違いとかいろんな住所の紐づけ、そのデータが十分できてなかったという理由でということで厚労省は説明されましたけども、現在そういったことも解消されつつあります。ですけども10月から、さあ皆さんが医療機関の窓口で、保険証の代わりにマイナンバーカードを持ってきたからこれで受けさせてくれと言った場合に、実際それがきちっと対応できるのかどうか、それについてはやはり国主導をもちろん岡山市の職員だけでは難しいと思うのですけども、そういったことで実際、進んでいけば本当にいいシステムになると思いますので、こういったことをどんどん進めていく。そして、保険者や、市民の方もマイナンバーカードを持って、保険証登録をして、それで医療機関が変わる時に提示して、使えますかとそういった一言をしていただければ、普及に繋がるのではないかと思います。実

際普及されて、カードは持っているけど使えないといった医療機関も、大きいところは別ですけども、小さい診療所とか、そういったところは、まだあると思いますので、その普及に医療機関の方も、それから我々保険者も被保険者の方にアピール、啓発していくのも大事だと思いますし、それは国保の岡山市の方も、こういったマイナンバーカードの利用についての促進、推進をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【その他】

国保年金課長：ここにいる委員の皆さま全員の任期が、今年の12月31日で満了となります。従いまして、来年1月以降の委員の推薦を、各団体の方へ依頼させていただきます。予定としましては、11月ごろに依頼の文書送付を考えておりますのでよろしくお願いします。なお、次期任期は令和4年1月1日から令和6年12月31日までとなっています。よろしくお願いいたします。

以上